

電気通信事業法第 33 条第 7 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専ら IP 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	月額	196 円	_____

新

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専ら IP 通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	月額	171 円	_____

附 則

この改正規定は、届出後、速やかに実施し、令和 3 年 4 月 1 日に遡及して適用します。